

ペリー渡來前後に於ける對外

國民思想の考察（上）

赤 尾 藤 市

開國以來八十年、その間我國民はひたむきに外國文化の攝取同化に努めたのであるが、最近數年間に於てはその外來文化再吟味、我國民性再認識の問題が學界、思想界を通じて旺んに叫ばれるに到つたのである。然し乍ら吾人は單なる懷古的の日本主義者の唱ふるが如き日本精神運動に對して根本的に同意し難きものである。眞の國民的自己認識は飽迄も其國民の永い歴史の本質性の把握に立脚せねばならぬのである。

而して我國が國家的躍進を遂げた時代は何れも外來文

化の刺激が旺盛であつた時代及びその後につゞく時代であつた事は深く留意すべき點である。眞の國民的自覺も亦かゝる時代に於て初めてその本然の姿體を現はしてゐるのである。この意味に於て日本國家の近代の躍進の母胎として嘗つて無かつた程大きな苦惱を味はつた幕末維新時代の對外關係に對して現はれた我國民思想推移變遷の種々相を考察することは、今日論議の種となつてゐる外來文化の無批判的攝取てふ事が、全くこの時代の切實なる國民的國家的要求が必然的に然らしめた現象であつ

た事と比考して、意義あり且興味ある點であると思ふのである。尤も維新史を唯物史觀的立場から解釋して、近代資本主義的國家機構成途上に於ける封建主義的國家機構の必然的崩壞過程なりと論斷する史家も可成り多く存在してゐるのであるが、筆者の立場は之に反對であつて、特に幕末維新史の過程に於ては唯物史觀的解釋を以てしては説明し難き點を多々見出すと共に、ヘリー渡來以後に於ける對外國關係の急迫的紛糾は當時の社會的經濟的諸事情の逼迫に比較し難き程大なる維新廻轉の促進力となつたものである。

偕て幕末外艦渡來に際して、之が取扱を最も困難ならしめたものは寛永以來の鎖國政策の鐵則であつた。しかもそれは必然的に避戰政策を隨伴するにいたつたのである。我が國民は元來進取的國民性を有すること建國以來の史實の示す通りであるが、寛永度に於ける特殊狀態とその後の慣習の永續性は、漸くにして幕府も一般國民も鎖國政策を不動の鐵則と思惟するにいたらしめたのである。二百年に亙るこの鐵則の存在は、幕末に於て到底そ

の維持し難きを如實に知りつゝも、猶鎖國攘夷の聲が不思議なる魅力を國民の間に失はなかつたのである。幕府は開國の方針を以て進まんとしたのであるが、多年一般國民の間に植附けられた鎖國觀念は牢乎たるものがあり、支那以外の國は何れも夷狄であり、之を近づける事は神州を汚すものなりと考へてゐたのである。換言すれば寛永度に於ては幕府が獨斷專行して之を國民に強要した鎖國策が、二百年後に到つてその維持し難きに及んで之を放棄せんとした際、國民多數の反對に遭遇したのである。尤も反幕論者必ずしも鎖國是認論者ではなく、實際は開國の理想を持ち乍ら當面の國威保持の目的のために、或は幕府を窮地に陥れる目的から反對したのも非常に多數であつた。

以下述べんとする所は如上の趣旨によつて、嘉永六年ヘリー渡來の前後に於て、我國民が如何なる態度、考へ方を以て外國文化なり外國民を觀察し、それに處すべき對策を考究したかといふ點である。したがつてそれは決して外交關係そのものではなく、その内面に伏在せる對

外國民思想の究明である。而してペリー渡來以前に關するかゝる見地からの研究は井野邊茂雄博士の「維新前史の研究」が既に公刊されてゐて、筆者もそれに示唆啓發せらるゝ所尠からざるものである。

一
化政天保年間外警頻りにいたり、殊に阿片戰爭の結果は急激なる對外恐怖の念と共に、國防の不備缺陷に關する國民の不安が、高島秋帆、佐久間象山等の國防論、避戰論と相俟つて、當時漸く世上の一勢力となりつゝ、あつた攘夷論をして一時その聲を潜めしめ、避戰論は殆んど輿論を支配するに至つたのである。

茲で攘夷論の中心として天下に鳴り、後年ペリー渡來以後に於て國內に於ける對外論紛糾の焦點ともなつた水戸學の唱ふる所に就いて一瞥してみたい。水戸學派の根本思想は大體に於て朱子學の大義名分論に基いて居り、その幕末に於ける對外論も亦其處に出發してゐるのであつて、藤田函谷の「正名論」にはその尊王精神の據ると

ころを説いてゐるが、「封事」に於ては更に皇國の御稜威發揚の理想を實現せしめんがために外警の意識を旺盛ならしめ、我に迫る外國勢力膺懲と共に國民に護國精神を徹底せしめて、これを手段として國運隆昌を招來せんことを終局の目標としたものである。^(註一)この函谷の提唱は會

澤正志齋の「新論」に至つて尊王攘夷論として體系附けられ、全國を風靡するに至つたのである。その説く所の攘夷は内政整備の手段であつて究極の目的ではなく、「古人有言使朝野常如虜兵之在境乃國家之福也。臣故曰和戰之策先決於内、斷然置天下於必死之地然後防禦之策可得而施也。」と論斷してゐる如く、天下を必死の地に於て國民精神の緊張を求めんとするものであつた。^(註二)尤も嘗つてフ

オオストフ大尉等暴行事件の際蒲生君平が「不恤緯」を著して主戰論を説き、「使中國咸知外患則諸候習兵講武不復熙々怡々以懷宴安如他日也。……今方習久安而天下皆忌有爲者。彼不先來寇則孰能設其備哉。」と叫んでゐる點も大體同様の精神からであつた。^(註三)更に會澤が「新論」の結論に於て、「今畫一定策立不拔之基必當内自中國外暨百蠻

上原於太初下要於無窮。遼神聖之莽訓紹東照之大烈貽謀孫子繼繼承承々千萬世如一日。必極四海萬國於塗炭使天地間無復有西夷之妖教。中原赤子永免於胡羯之欺罔然後己。……夫明國體審形勢察虜情修守禦而立長計實聖子神孫

所以報皇祖天神之大孝。」と論じてゐるところによつてもその攘夷の究極の目標が奈邊にあるかは分明である。(註四)

これを更に實踐にまで進展せしむべく畫策したのが藤田東湖であつた。水戸前中納言齊昭は東湖を政治顧問として幕末史上に活躍したのであるから、天下を風靡せしめた水戸の尊攘論は結局「新論」に理論的基礎をおくものである。之を要するに内政を整へ國力を充實せしめて然る後に開國すべきであるが、現在は未だその時期にあらず無理に開國せば夷禍必らず來らんといふのであつて、その内政を整へる方便として攘夷實行が唱へられたのであつた。(註五)

されば齊昭は天保以來屢々幕府に建言して、大船製造解禁、大砲鑄造等國防の充實を促すと共に、自藩に於ては大いに藩政改革を行ひ、山野邊、戸田、藤田等を拔擢

してその手腕を振はせ、弘道館を建て、神儒一致、文武合一を主義として大いに兵馬の訓練、海邊の防備、惡僧淘汰、寺院廢合等の事を行つた。毀鐘鑄砲の如きは餘りにも有名な事實である。弘化元年その急激なる藩制改革の故に幕府の嫌忌を蒙り幽屏を命ぜられた際の水戸藩に對する尋問事項中に、松前内願之義、寺院破却、浪人召抱、鐵砲擗打之義等があるによつても、如何に同藩が攘夷實行の準備に熱意を有してゐたか、窺はれるのである。(註六)

弘化三年(一八)二月齊昭が時の閣老阿部正弘に書を送つて、「彼國の兵書砲書等統て彼を防禦する用に相成候書は有ん限り舶來被仰付候而不殘御買上被遊和解被仰付候て御拂に被遊天下へ公然と御示し被遊候儀可然。」と論じてゐる所によつてもその立場が窺はれるのである。後に「海防愚存」に就いても論ずる様にその所説は海外の形勢に暗き頑冥なる保守論ではなかつたのである。

後年ペリー渡來以後の内外情勢の急變が到底水戸攘夷論の主張を實踐に移すことの不可能となるに及んで、水

戸學の現實的破綻が見られるに至つたのである。殊に安政二年十月齊昭の股肱たる戸田、藤田兩士の災死するに及んで一層その傾向を深くしたのである。

對外關係が眞に重大化して來たのは弘化三年孝明天皇の御治世に入つてからの事であつて、識者の對外論もこの時代に入つてからは現實に處理すべき、しかも一步を誤れば國を擧げて焦土と化し去らんとする重大時局に直面しての論策であつて、それだけに從來のものに比して著しく具體的であると共に又非常に眞劍味を帯びて來て、屢々血を以つて彩られたのもそれがためである。

幕閣の首班たりし阿部正弘がペリーの武威に屈して已むを得ず米國と和親條約を締結したのが開國の端緒であるといふ様に從來多くの成書に説かれてゐるのであるが、實は正弘の開國政策はそれより八年も前に見られるのである。それは弘化三年フランスが兵威を擁して琉球の開港を薩藩に迫るに及んで、正弘は同藩に對し「交易等の儀は從公邊難被及御沙汰筋ニ候乍併琉球國之儀ハ其方領分とは乍申國地同様には難取扱段ハ無餘餘相聞既ニ此

度之一條も其方存寄一杯ニ可取計旨被仰出も有之儀ニ寬猛之處置其時宜ニ應じ後患無之様思慮之上取計可被申候事。」と達し、更に正弘の密命で琉球通商の具體的方針さへ内々指示したと傳へらるゝところによつて知らるゝのである。(註八)齊昭はこの阿部閣老の處置を難じて「東照宮以

來徳川の天下には候得共徳川の天下と走り候義には無之天下は天下の天下に候得ば日本の安危にかゝはり候にも御決斷埒明不申候へば外様大名を初御下知無之内に必ず日本の爲に相成候やう致し可申左候時は公邊にては只ハ御濟せ有之間敷直に内々よりも事起り可申候と此間中も寢不申色々と御爲相考心配不營候。」と暗に内亂の勃發を諷して憂國之至情を吐露し、斷然琉球出兵を主張して「たとへ萬々一防かね琉球奪れ候にもいたせ佛人も死人多有之程に候ハゞ一小島の琉球に而さへ日本より援兵來り候へバ手に餘り候と存候へば御當地杯へ攻入候義ハ格別遠慮も可致候處琉球にて恐縮致し手を不出して奪れ候上ハ勝に乗じ日本人も愚なりと存じ必所々へ來り可申哉に被察候扱又來候ハ先日御申聞の通り何レの備も手薄海軍艦

はなく何を以必勝の道可有之哉。」と痛説してゐるのは、

前述の如き水戸學の立場から當然出て來る論策であら

う。(註九)尤も當時琉球は日清兩屬の姿であつて、若し英國が

阿片戰役の餘威に乗じて琉球を開國せしめんとすれば琉

球王も之を拒む力はなく、是に於てか日清交渉の紛議と

なり、英米佛等の諸強國がその間に伍するならば眞に

由々しき一大事であつて、清國は一令の下に萬國をし

て琉球の屬國たるを確認せしめ得るのであつて、かゝる

際の我國の立場は蓋し嘉永六年の場合に比して一層困難

であつたであらう。正弘はこの間の事情を深く考慮して

ひそかに琉球開港の準備を薩藩に一任した所以であらう

と「懷舊記事」の編者が推斷してゐるのは、如何に當時の

幕閣諸有司の腦裡に阿片戰役の惡夢がつきまとふてのた

かを物語るものであらう。(註一〇)一朝何れかの強國が武威を擁

して我に迫る場合、幕閣が如何なる態度に出づるのであら

うかといふ事が略々豫知出来るのである。幕閣に於ける

開國の決意はベリイ渡來の期をまたずして既に弘化三年

に定つたといへるのである。

猶正弘の腹心たる元長崎奉行筒井政憲が嘉永元年(一八

四)五月に提出した意見書に、異國船に對應するには現

在の武備を以てしては到底勝算無きを説き、「此弊を救候

には土着の兵士差置候而或は農兵を用ひ異船之遷移を逐

ひ奔走不致様相備候方可然。」(註一一)と建白してゐるのは軍制改

革上の見地からも聽くべき言であつた。前述齊昭等の多

くの建白書と共に、幕府が對外政策的見地より對內的處

理を要すべき幾多の問題に就いて考慮を拂ふに足る建言

に接し乍らも、遂に何等の積極的對策を講じなかつた怠

慢の罪は到底見のがす事は出来ないのである。

殊にベリイ渡來に先んじて嘉永五年(一八

五二)六月蘭國長崎商館長ドンケル・クルティウスが同國王の命によつて、

ベリイの來朝を告ぐる蘭印總督の認めた書翰を長崎奉行

に提出した際、幕府は從來の通信禁止令に違反するの故

を以て一旦之を受取ることを拒み乍らも、クルティウス

が日本のため黙止し難き重大事件であると述べたので、

遂に風説書同様のものなれば書翰とは異り之を受取るも

通信の義には當らざるべしといふ苦しい解釋を下して受

(註一) 取つたのは、如何に幕府が歐米の迫り来る勢力に對して危懼の念を抱いてゐたかを推知せしむると共に、今後も屢々見られる通り幕府が事毎に舊例故格に縛せられて、新事態發生に對して適宜の自由行動を採り得なかつた一事例である。更に阿部閣老の諮問に對して長崎奉行牧志摩守が次の様に答申してゐる。

亞墨利加國より軍艦差向可申趣相見候得共畢竟ハ右和蘭甲比丹貪欲之者ニ而自然亞國より交易筋等申上ニ相成候とも元來御免許無之御制禁之國柄故御差許は有之間敷左候得バ阿蘭陀へ御國地之産物澤山ニ御渡しニ相成候様仕度右品を以和蘭ニ而引受御國産亞墨利加へ相渡以後渡來不仕様取計可申との甲比丹存念ニ而申立候趣。」(註一三)

幕府唯一の外交當局者にしてかゝる譴告的放言を敢てする程であつて、幕閣の要人に確固たる對外識見などの有り得よう筈がないのである。且つ對外強硬論の雄たる齊昭に對してベリー來航の内報を秘徹した正弘の胸中には、おそらく萬一米國が武威を挾んで我に迫る場合は開國の外策無しとの考慮のみしかなかつたものの如くである。

(註一) 菊池謙二郎編、陶谷全集所收。

ベリー渡來前後に於ける對外國民思想の考察(上)

(註二) 皇學叢書、第十二卷三九二頁。

(註三) 三島吉太郎編、蒲生君平全集三六四頁。

(註四) 皇學叢書、第十二卷四一五頁。

(註五) 非野邊茂雄、水戸學派の攘夷論(史林第五卷第二號)

(註六) 水戸藩史料、別記下五二七—五三一頁。

(註七) 水戸藩史料、別記下五七七頁。

濱野章吉、懷舊紀事(阿部伊勢守事蹟)五四—五五頁。

(註八) 懷舊紀事一二—一三四頁。

開國起源、海舟全集第二卷二二三—二三三頁。

土屋喬雄、封建社會崩壞過程の研究四一—三頁。

(註九) 水戸藩史料、別記下六二四—六二八頁。

(註一〇) 懷舊紀事一三三—一三四頁。

(註一一) 開國起源、海舟全集第二卷二四〇頁。

(註一二) 懷舊紀事三〇二—三〇四頁。

開國起源、海舟全集第一卷二二—二四頁。

田保橋潔、近代日本外國關係史五〇〇—五〇二頁。

(註一三) 米艦渡來國書奉呈一件(大日本古文書、幕末外國關係文書之、一一〇頁)。

近代日本外國關係史五一—七頁。

一一

嘉永六年(一八)六月三日海軍代將ベリー提督の率ゆる

合衆國東印度艦隊は突如城ヶ島沖にその巨體を現はし

第二十二卷 第三號 五三五

た。同國政府の日本に對する要求並びに其態度は、ペリー提督に對する「J. P. Kennedy」海軍長官の訓示中に次の如く述べてゐる所によつて明らかである。

略一八四八年海軍代將ビッドルの日本國に抵るや、日本國當局は同代將に對して、すべての國民は外國と交通すべき範圍を定むる權利を有すと通告せり。中自國海岸に漂着せる外國民救済の義務を習慣的に無視するのみならず、不幸なる遭難海員に兇暴なる囚人と等しき待遇を興ふるが如きは實に人類共同の敵なりといふも過言にあらず。長年月に亘り文明國民のよく之を忍びしは、かゝる例の比較的稀なると、之を膺懲するに非常の困難ありしがためのみ。中對日要求としては、日本沿岸に於ける遭難船舶乗員の生命財産の救護、開港並びに貯炭所設置の權利獲得、通商條約締結の三ヶ條なり。中過去の經驗によれば日本國民に對する勸誘要求は、之を支持するに強大なる兵力の示威を以てするにあらざれば、全く無效に終るは明白なりとす。略司令長官にしてあらゆる言論と勸誘の手段をつくすも尙日本國より鎖國政策の緩和及び遭難海員に對する人道的待遇の保證すら獲得する能はざる時は、其態度を一變し明白なる言辭を用ひて、合衆國政府は今後日本沿岸に於て遭難若くは風濤により日本國港灣に避泊すべき合衆國船舶に對し、人道的取扱あるべき事を要求するの決心あるを聲明すべく、爾今殘忍なる行爲が合衆國市民に加へらるゝ事あ

らば、其の行爲が日本國政府の命令に出づると國民の私的行爲たるを問はず、嚴酷に膺懲せらるゝ事あるべき旨通告すべく、かくして初めて上述の各條項に付日本國政府より若干の讓歩を得べきなり。略司令長官が尊大且頑冥の名ある日本國民と交渉するに當り、鄭重且融和的態度によつて隱忍以て歐人の法律慣習を以て律すべからざる日本國民の非禮を咎むべからざるも、日本國民側より見て司令長官自身若くは合衆國の威嚴を失墜するが如き行爲に出でざるやう注意すべく、却つてあらゆる手段をつくして合衆國の廣大強盛を知悉せしむべし。下(註)略(田保橋潔教授の研究に據る。)

以上の訓示内容を見るに、兩國々民性並びにその生活慣習の相違其他に由來するところの誤解に基くところのものが多々あり乍ら、當時の日本及び日本國民が歐米文明國民から如何なる觀察を下されてたかを充分窺知し得ると共に、ペリー今後の對日交渉態度を如何に解釋するかに就いての重要資料である。

ペリーの態度が從來の諸外國使節のそれと相違して著しく強硬であつた事は、船艦の數も實際來航したのは四隻であつたが最初の計畫では十二隻準備した事や、日本政府當局の要求拒絶から兩國手切れとなりたる場合、勝

利は確實に合衆國側なれば敗戦に際して日本側が降伏を乞ふための白旗を我に贈り來れる態度等によつても推知されるのである。(註二)對外強硬論の雄たる齊昭ですら、米艦

入港の翌々日松平慶永に手簡を送つて、「さればとて今は

打拂も機に後れ申候假令無人島にても蝦夷地にても貸と

の儀被仰出候得者二度引戻は御六ヶしく中打拂も不致交

易も貸地も不濟良法も可有之乍然敗軍之將同様の拙甲辰

以來は内々の事さえ御承知の通り、略況異船の論處には

無之兎角天下之安危に候へば尊慮次第可然御事と奉存

候。」と坐して自ら敗軍之將と稱してその胸中の無策振り

を吐露してゐる程である。(註三)況んや阿部閣老以下諸有司は

周章狼狽全く爲すところを知らざるの窮地に陥つてしま

つたのである。殊に驚くべきは直接外使應接の任に當る

べき浦賀奉行すら、前年ペリー渡來の風聲を耳にしてそ

の實否如何を老中に尋ねたる結果、漸く風説書としてク

ルティウス書翰の寫しを下渡され、「全渡來可致義には無

之候間其段可相心得旨」と附言せられた爲體であつた。

さればこそ浦賀奉行支配組與力香山榮左衛門が直接異國

船と交渉の任に當つた際その強硬なる態度に驚いて「昨

年中風説書之寫御渡に相成候頃は渡來は不致事と、迄御内

々被仰渡候義は天地懸隔之相違如何之譯に有之候哉中略

而其段伊豆守戸へ仰渡有之候得ば初發より如斯行違は出

來不仕處御祕密に被成置候段今更何共申上様無御座歎息

之限りに御座候旨申立實に淺間敷事共と於私落涙數刻に

及び候」と痛嘆してゐるところは眞に同情に値するもの

があり、幕閣首腦部のかゝる重大問題に對する事前工作

皆無といふ事は實に言語同斷の限りであつて只々呆れる

の外はない。(註四)

されば浦賀の諸役人が應接に當つて初めは祖法斷じて

任せ難きを主張し乍ら、相手の強硬なる態度に遭遇する

度毎に最初の主張を放棄して已むなく先方の要求に順應

するの外策の施し様もなき状態にあるを見て、ペリーは

日本政府愈々組し易しと考へるにいたつたのである。有

方なる艦隊をより近く江戸に接近せしむる事は日本政府

當局を威嚇して、より有利なる回答を提出せしめ得るな

らんと期待して本牧崎沖を通過した。その結果は果して

豫想通りの效果を得たとその報告書中に記載してゐる。(註五)

當時江戸府中の上下騒然たる有様は、「異國船萬一内海へ乗入候注進次第八代洲河岸定火消役之老中より相達同所より出火に不紛様早半鐘鳴らし候間外九軒の火消屋敷にても是を打繼同様早半鐘鳴らし可申候右合圖次第早々火事具着用登城又は各持場々々急速可被相詰候」とか「浦賀表へ異國船渡來ニ付諸物之價俄ニ引上ケ候様之儀有之候而ハ以之外ニ付成丈下直ニ賣捌可申事」といつた様な布告が町内へ頒布されてゐた事からも想像出来るのである。(註六)市民は日夜今か〜と警鐘を待受けてゐたのである。かゝ場合には何時の時代にも有り勝ちな種々の詭言浮説に人心恟々として安き心地もなかつたのである。

下様の寄るもさわるも打拂

早半鐘のいまか〜と

といふ狂歌は這般の情勢を述べたものである。(註七)「續泰平年表」に記載する所によると「浦賀諸家の陣屋より晝夜を分たず注進の汗馬、海陸飛脚の往來櫛齒を挽くよりも忙がはしく、江戸の大都繁華の巷も俄に修羅の窟に變じ、

萬の武器調度を打運び、市中古着商ふ家には陣羽織、小袴付、簀笥等をかけならべ、鍛冶を業とする者は家毎に甲冑刀槍を鍛ひ、武器商ふ家には古き武器を累ねて其價平時に倍せり。海邊に家宅ある士民老幼婦女の立退かんとて家財道具を打運ぶ様、さしもにひろき府下の街衢も奔走狼狽して錐を立つべき處もなし。詭言随つて沸騰し人心恟々として定らず。」といつた様な騒動であつて、下谷邊の或る武器商が店の品を賣りつくして巨利を博したので祝宴を開いて近人を招き、此度渡來の異國船は我家のためにまことに寶船であつたと放言した事が名主に知れて營業停止を喰つたといふ珍談すら傳へられてゐる。(註八)

他方米艦乗組員の眼に映じた浦賀地方警備の物々しき光景は、

when night come on, the presence of the ships in their waters was evidently keeping up a very lively apprehension on the part of the Japanese on shore. Beacon fires were lighted upon every hill-top, and along the shores on either side as far as the eye could reach, and during the whole night the watchers on deck could hear the tolling of a great bell which was at first supposed to be that of a temple, but was probably an alarm

or signal of some kind.

とその報告書中に記載されて居り、以て江戸内外上下の騒然たる有様が略々察せらるるのである。(註九)

前節に述べた様な琉球開港問題に關する阿部閣老の對外方針を以て推せば、今回の如き強硬なる決意と態度とを以て迫る米使の要求を、如何なる形式に於ても拒絶するといふが如き事は最初から望まれない事であつた。米使提出の國書受取の可否に就いては幕閣諸司は焦心苦慮措く所を知らざるの態であつて、之を容るゝは自ら祖法を破ることとなり、拒否するは彼の堅艦巨礮に當つて兵端を開くの決心なかるべからざるの瀬戸際に立つたのである。幕吏中にも鶴殿長銃の如く斷乎拒絶を唱ふる者もあつたが、阿部閣老の腹心たる筒井政憲、川路聖謨を初め大勢は遂に國書受取に決し、俄かに兵端を開くはこの際皇國の長榮にあらずと稱して自ら祖法を破つたのである。(註一〇)

六月九日久里濱の應接所に於て國書受取の式が行はれ

ペリー渡來前夜に於ける對外國民思想の考察(上)

たのであるが、浦賀は元來外使應接の地にあらざるの故を以て一言の間答も交さず、以心傳心黙々の中に授受をすませたのは、今日より考へればまことに奇異な光景であつた事であらう。然し乍ら有言と無言とに拘らず應接は則ち應接であつて明かに祖法の破綻であつた。かゝる非常の際に當つても猶鐵則的鎖國觀念が幕吏の腦裡を離れなかつたのである。浦賀奉行井戸石見守が米使より贈られた彼個人に對する贈品を翌日全部燬却してしまつた事などはその好事例であらう。(註一一)

この時ペリーに傳達した幕府の御諭書なるものは、次にその原文と英譯文とを並記して對比する様に可成り意味の相違したものとなつてゐる。

御諭書

國王之書翰および政府之添書とも受とりぬ國部へ捧へきものなり此所は外國と應接の地にあらず長崎におもむくへきのよししく度も諭すといへとも使命を辱しめ一分立かたき旨存きり申立るのおもむき使節に於てはやむを得ざることなれとも我國法もまたやふりかたしこのたびは使節の苦勞を察しまげて書翰を受るといへとも應接の地にあらざれば應答のことにおよばすこのおもむき會得いたし使命を全くすすみやかに

歸帆める(を)ものなり。

嘉永六年六月九日

The letter of the President of the United States of North America, and copy are hereby received and delivered to the Emperor. Many times it has been communicated that business relating to foreign countries cannot be transacted here in Uraga, but in Nagasaki. Now it has been observed that the Admiral, in his quality of ambassador of the President would be insulted by it; the justice of this has been acknowledged; consequently, the above mentioned letter is hereby received, in opposition to the Japanese law. Because the place is not designed to treat of anything from foreigners, so neither can conference nor entertainment take place, the letter being received you will leave here.

即ち英譯文に於て「その主張の正當なるを認むるによつて日本國法に違反するにも拘らず前記書翰を受領す」とあるが如きは誤譯の甚だしきものである。(註一三)

かゝる誤譯に氣附かざる米使はこれを日本政府當局の完全なる鎖國政策の放棄自認なりと解釋して、

Such are the remarkable words of the Japanese document and thus, in this striking phrase, "in opposition to the Japanese law," has Japan herself emphatically recorded the American

triumph,.....

(註一三)

と喜んでゐるのである。かゝる簡單なる文すら蘭語を通じて重譯するの外なき状態を想ふ時、明治以後英語知識の普及の有様と對比して今昔の感に堪えぬものがある。

猶 E. M. Satow の論ずるが如く、國書に對する回答延期の方便として朝廷奏聞、諸候諮問に時日を要する(一)とを理由にしてゐるのは、後にプーチヤチンの場合も同様であるが、これは全く從來の日本の政治的慣習の上からのみ見れば不當な事である。二百年前鎖國した時は幕府獨斷で之を行つたのであるから、開國の時も亦獨斷專行して可なるべき筈である。然るにそれを爲さず、これがまた今後の幕權衰微に重大關係があるのである。(註一四)この點に就いては猶次節に於て福地源一郎の所見を擧げて論ずることにする。

ヘリーが再渡を約して一旦退去するや、阿部閣老は對外論の木鐸として自他共に許す水戸齊昭の起用を決意し、その絶大なる聲望に倚り一時天下の物情を鎮靜せしめんと圖つた。齊昭起用には幕閣内部に相當強硬な反對

意見があつたが、從來屢々文書を往復して私的にも親交

あり、且つは松平慶永^{越前}等の進言をも容れて其明謀を仰

いだのである。尤も正弘は既にペリー渡來直後^{六月五日}私信

を寄せて「此一舉必御良考も可有之」と齊昭の高見を問ふ

たが、その際の回答は全く消極的のものであつて、「拙老

にては今と相成候而は打拂をよきと計は申兼候さればと

て彼が書翰を御受取ニ相成候ハ、十が十難題計にて御濟

せにて宜敷事は一ツも有之間敷兎角衆評の上御決の外有

之間敷」といふのであつて、平常の強硬論者としての面

影はその片鱗すらも見られず、この非常の際に處すべき

良策は齊昭とても持合はせて居なかつたのである。齊昭

が當時腹心の戸田、藤田兩士に與へた手書に「此度は戰

争ニ來り候故此方より打拂候を待申候もの故打拂候へば

彼が衝中におち入候事にて一發打放し候へば敵對に相成

候故たとへ浦賀は引退候而も大島八丈島無遠慮土地人民

不殘奪はれ其上運米等妨可申^下と述べてゐるのは彼の

本心を吐露したものであらう。^(註一五)さればこの度の幕閣の處

置もかゝる非常の事態に對しては已むなきものとの見解

を持してゐたものの如くである。

茲に正弘も益々深く齊昭の聲望に倚つて自己の政策の

擁護を圖らんと考へたものと察せらるゝのである。六月

十四日阿部閣老の密命を受けた筒井政憲、川路聖謨の兩

名は駒込邸に齊昭を訪ふてその祕策を叩いた。この際の

聖謨等の案出した對策は所謂「ぶらかし策」と稱せらるゝ

ところのものであつて、「御備さへ御手厚く候へば心丈夫

に候へ共如何にも御手薄故俗に申ぶらかすと云如く五年

も十年も願書を濟せるともなく斷るともなくいたし其中

此方御手當此度こそ嚴重にいたし其上にて御斷りに相成

可然」といふ論策であつた。齊昭は之に對して米使取扱

に何等確信を有せずして異艘渡來の時は大騒ぎをし、歸

帆すれば防備の事等又忘れて顧みないといふ様な事でない

ならば、ぶらかすも亦時にとつての方便ならんと心中

暗にその實效を危んでゐたものの如くであつた。されば

といつて齊昭自身にも積極的對策は未だ考へ附かなかつ

たのである。猶ぶらかし策案出に至つた内情としては幕

府の財政問題も大いに影響してゐる。聖謨が藤田東湖に

與へた手翰によると、海防といつても富國強兵勿論のことであるから財政向のことも充分考慮しなければならぬのであるが、現在御勝手向の様子では外國と戰爭して、縱令一時勝利を博するとも一年と持ちこたえる事は出来難いといふ事を述べてゐる。(註一六)

楮て齊昭が正式に幕議に參するや、七月八日意見十箇條を建言して、從來の消極的態度を一掃して廟議の大本を確立し、大號令を煥發して全國の力を擧げて武備を振興せんことを説いた。續いて十日には此箇條書を敷衍して「海防愚存」と題する長文の建白書を提出した。時人これを呼んで十條五事之建議と稱してゐる。

和戰之二字御決着廟算一定始終御働無之義第一之急務と存候事。

本文和戰之利害戰を主と致し候得バ天下之士氣引立假令一旦敗を取候而も遂ニハ夷賊を逐退け和を主と致し候得バ當座ハ平穩之様ニ而も天下之人氣大に緩み後には滅亡にも到候義漢土歴史之上に明證有之古今識者之確論有之候

とて堂々たる主戰論を提唱し、以下大號令之煥發、槍劍武器の練磨、軍艦銃砲の購入、砲術精練、海岸要害の設備、土兵設置等甚だ多岐に互つてゐるが、注意すべきは

大號令煥發の項に添附した付箋に、

大平打續候得者當世之患にてハ戰ハ難く和ハ易く候得バ戰ニ御決に相成候得バ夫程の事ハなく和を主と遊バし萬々一戰に相成候節ハ當時の有様ニ而ハ如何とも被遊候様無之候得バ去る八日御話候ハ海防掛計りの極密に被成於公邊此度ハ實に御打拂之思召にて御號令被遊度躋之下に和之事有之候而ハ又自然と他え洩聞候故拙策御用に相成候事にも候ハ、和之一事ハ封じて海防掛り而已之あつかりに致度事に候右故本文にも和之字は一切不認候。

(註一七)

とその内心を吐露してゐる事である。この點からも齊昭の主戰論が俗間傳ふるが如く海外事情に暗き無暴なる攘夷論にあらざることは分明である。蓋し六月頃の齊昭の説と尠からず變化してゐるのは、その間に謀臣東湖等と熟議の結果ならんか。正弘はこの建白書に接するや、その末尾に自己の感想を附記して、

貴くしたしきやんことなききはにかゝる忠誠仁智の人おほし
ましてかく正論讜議をたてまつらせ給ふもかしこや東照し
ますみおやのみたまさきはえてわか神日本の國を守り玉ふな
らすや乃ち書名をみおやのみたまとなつて。

とて東照公の子孫として護國の泰山北斗と仰ぎ、「みおやのみたま」といふ書名まで附してゐる程である。されば

(註一八)

こそ後に齊昭が幕閣諸有司と意見一致せず幕議參與を辭してからも、正弘は依然として私信を寄せてその高見を叩いてゐる程であつて、如何に彼が齊昭に推服してゐたかが察せらるゝのである。

七月下旬には露使ブーチャチン中將の長崎渡來の報が江戸に達したので、かねて幕閣の優柔不斷なる態度に憤慨してゐた齊昭は、八月三日又も「海防愚存」と題する十三ヶ條の建白書を提出して、激調を以て幕是一決を督促してゐるのである。(註一九)その文面を見れば如何にも我を知らざる暴論の如くに思はるゝが、「我等にても戰と存じ、阿(正弘)にても戰と存候上は、内は何處迄も戰にして渡來候はゞ其節和に扱ひ可申との事」とその肚底を戸田、藤田等の謀臣に洩してゐる所から考へれば、その主戰論は所謂「内戰外和」といふ一種の敵本主義であつて、其所論には言外の意味が多分に含まれてゐるのである。(註二〇)

然るに幕閣諸有司は何れもこの齊昭の深慮を了解し得ずして、軍備未だ整はざるに直ちに戰を令するは無謀の甚しきものであつて、殆んど社稷を危くするの恐れあり

ペリー渡來前後に旋ける對外國民思想の考察(上)

となしてこの主戰大號令の渙發に反對してゐる。前文屢々説いた様に無暴の攘夷は固より齊昭の取らざる所であつて、その大號令渙發の如きもこの非常の決斷を以て人心を振作し、凡百の政務を擧げてこの一定の方向に進ましめ、以て戰ふべきの實備を修めんとするに在る。海内昇平既に二百餘年に及んで積弊相仍り人情の苟安姑息に沈溺せるの樣この時より甚だしきはなく、決して尋常一樣の手段を以て奮起すべきにあらず。今や浦賀の警報到つて世の酣夢を攪破せる好機を逸せず、一斷以て戰を決し國民を死地に置いて初めて國威の宣揚を期すべきの秋であつた。此好機を逸すれば人心漸く海警に慣れて再び姑息の殘夢を食るにいたり、何を以て彼の侵凌を防ぎ、何を以て皇國の御稜威を維持し得べきやといふのがその肚底の眞意であつた。(註二一)幕閣諸有司とても進んで開國通商を是なりと確信してゐたものは當時に於ては皆無であつて、その唱ふる平和論避戰論も皇國の安泰を衷心切望の餘り採つたものであつて、要するにその目的は共に一つであつてその手段に寛猛の差違があつただけである。只

從來の立場上感情的に兩者相容れざる先入的觀念があつた上に、柳營の制度上老中諸奉行等と三家外様大名等とが胸襟を打開いて意見を交換するといふ様な事は容易に出来難いのであつて、遂に妥協一致を見出し得なかつた事は國家全體のためにもことに遺憾至極であつた。優柔不斷なる阿部閣老もこの間にあつてまた善處の策を見出し得ず、折角の齊昭起用も幕策實施上には殆んどその効果の見るべきものなかつた次第であつて、水戸學の精神を實戦に移すべき絶好の機會は斯くして空しく過ぎ去つて行かんとするのであつた。

- (註一) 田保橋潔、近代日本外國關係史四八五—四九〇頁。
- (註二) 幕末外國關係文書之一、二六九—二七〇頁。
- (註三) 中根雪江、昨夢紀事第一卷(八尾刊本上卷三—四頁)。
- (註四) 米艦渡來國書奉呈一件(幕末外國關係文書之一、二〇、一五頁)。
- (註五) F. I. Hawks:—Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Seas and Japan, performed in the Years 1852, 1853 and 1854. Washington 1856. Vol. I. p. 240.
- (註六) 開國起源、海舟全集第三卷二五〇頁。
- 幕末外國關係文書之一、二〇七—二〇八頁、二九二—二九三頁。
- (註七) 櫻木章、側面觀幕末史一四四頁。
- (註八) 同右、一四—一五頁、嘉永明治年間録卷二。
- (註九) Hawks:—op. cit. Vol. I. p. 236.
- (註一〇) 水戸藩史料 上編乾七—九頁。
- 近代日本外國關係史五二九頁。
- (註一一) 米艦渡來國書奉呈一件(幕末外國關係文書之一、二八—二九頁、三二頁)。
- 幕末外國關係文書之一、二七七頁。
- (註一二) Hawks:—op. cit. Vol. I. p. 260.
- 幕末外國關係文書之一、二七一頁。
- 懷舊紀事(阿部伊勢守事蹟) 三三五—三三六頁。近代日本外國關係史五三四頁。
- (註一三) Hawks:—op. cit. Vol. I. p. 263.
- (註一四) The Cambridge Modern History Vol. XI p. 828.
- (註一五) 水戸藩史料 上編乾三—六頁。懷舊紀事三二五—三二八頁。
- (註一六) 水戸藩史料 上編乾一九—二二頁。懷舊紀事三四七—三五二頁。近代日本外國關係史五四五—五四六頁。
- (註一七) 幕末外國關係文書之一、五〇九—五二二頁。水戸藩史料 上編乾四五一—五八頁。鈴木大雜集(日本史籍協會刊)第五、一一—一二六頁。懷舊紀事三七四—三八六頁。嘉永明治年間録卷二、陸軍歴史卷十六(海

舟全集第七卷一—六頁。

(註一八) 懷舊紀事三八七頁。

(註一九) 幕末外國關係文書之二、四—一四頁。水戸藩史料

上編乾六〇—六九頁。

(註二〇) 昨夢紀事第一卷(八尾刊本上卷五五—五九頁)。近

代日本外國關係史五五八—五五九頁。

(註二一) 鈴木大雜集第五、五六—六二頁、「問答夢物語」と

いふ筆者不詳の文に齊昭の深い意圖を汲んだ記事がある。

三

この時に當り阿部閣老は早速朝廷へ米使渡來の一件を奏聞すると共に、全國諸侯を初め幕臣、陪臣、處士に至るまで各階級の人士に忌諱を憚らず其對外所見を開陳すべきを命じてゐる。その意見書の今日に存するものは大部分大日本古文書幕末外國關係文書、鈴木大雜集、嘉永明治年間録、蠻夷貿易濫觴等に収録されて居り、その内容に就いては嘗つて井野邊茂雄博士が「史林」誌上に發表せられた論文や京城帝大田保橋教授の研究が公刊せられてゐる。(註一) これ等の研究の結果によれば、從來の成書が多

ペリー渡來前後に於ける對外國民思想の考察(上)

くが當時輿論は何れも幕閣の態度を非難して主戰の暴論を叫びたりとなしてゐるのは誤りであつて、多數は開國論或は非戰論を唱へて居り、一方又その中の開國論者必ずしも新思想の理解者であつて識見時流に卓絶せりとは速断し難い點があると共に、主戰論者亦必ずしも時流に暗き保守頑冥者流にあらざることも注目せらるべき點である。加之幕威二百年來の傳統から何事も御上意の儘といふ觀念が深く浸潤してゐて、忌憚なき意見開陳といふが如き事は容易に望まれないことであつた。諸侯の中には一應幕府の内意のあるところを窺つて然る後それに迎合する様な建白書を提出したといふ様なものも相當に多かつたといふ事である。(註二)

且二百餘年泰平の久しきに亙つて鐵則的鎖國觀念に支配されてゐた一般國民に對して、突如として對外識見の開陳を求めるといふ事はそも／＼求める方で根本的に無理な事であつて、對外意識の稀薄なところにすぐれた對外論の生れ出づべき道理はないのである。例へば高松藩の如きはペリー渡來に際して内海の警備を命ぜられたも

の、彈藥を全然所持せず、周章狼狽を極めて水戸の憫笑を買つたといはれてゐる爲體である。かゝる所に何等の對外識見も求め得ざることとは明白な次第である。多くの意見書中には随分無定見且無責任の放言論策が尠からずあつて、結局雜多な意見書からは何等のまとまつた結論も得られないのである。したがつてこれ等の意見書を或は開國論或は主戰論といつた様に統計的に調査して、之を云々することは意義深いことも考へられないので、その中特に聽くに足ると思はれるものを擧げてみたい。尤も幕府内部の諸有司並びに水戸前中納言齊昭の所論に就いては前文詳説の通りであるから、茲ではそれ等以外のものに就いて述べて見たい。

直接ペリー應接の任に當つた浦賀奉行戸田伊豆守、井戸石見守はその生々しき經驗によつて、極力避戰論を唱へて攘夷の無謀を主張したが、しかも「追々海岸御備向御充實士氣振作仕候上は其節便宜之御所置可有之」と述べてゐる所は開國論でもなく、直接現在の時局に直面しての對策であつて、根本的な開鎖の要點に論及したものと

ではなかつた。(註三)

開國論中最も注目に値するものは彦根藩主井伊掃部頭直弼の建白である。

祖宗閉洋之御法ニハ候得共支那和蘭之禱ばかりは殘し被置候。今此禱を幸ひに外國之御所置可有之、暫く兵端を不開年月を経て必勝萬全を得る之術計ニ出可申中略又交易之儀ハ國禁なれと時世に古今の差あり、有無相通するハ天地之道也。祖宗之神ニ告て、已來ハ此方より商船を和蘭會所咬啣吧之商館へ遣して交易すへし。中略扱寛永以上之御朱印船を復古し先ツ大坂兵庫堺等之豪商に被命其棟を興へ、堅實の大軍艦初蒸氣船を新造して日本無用之品を積込、水主船頭は暫く蘭人を雇ひ剛直にしてしかも心利たる者共を乗せ交へ、大砲の矢利大船之取廻し針路之法を學ばせ、表ニ商船を申立内實ハ専ら海軍之訓練を心得、追々船数を増而習熟し日本人自在に大洋を乘廻し、蘭人之密訴を不待して彼地之容體を實見し、他日海軍之全備をなし置、又是迄恐嚇欺罔之憂を看破し奢侈空費之弊風を變改し、武備嚴重ニ内外を十分ニ相と、ハ勇威を海外ニ振ふ様ニ相成候ハハ、未々居すくみニ不相成、内外充實却而 皇國安穩ニ可有之哉と奉存候。此方より先んして仕掛置候ハハ、時宜ニより何時ニても御制禁ニ成候はん事寛永度之如く、兎角彼を寄せ付さる處良策と被存候。中略尤今度之御所置専ら海内之信義を得させられん事肝要と奉存候へハ、

第一天朝ニ被達、伊勢石清水鹿島等へ救使、日光山へは台使
ヲ被立、海内靜謐國家安全之御裁斷可有之カ被告、兎角 神
慮ニ被爲任候ばん事神國之舊典、且人心ををして一致なきしむ
へき御計ひ歟と奉存候。(註四)

その明快且大膽に積國的開國進取を論じ、且朝廷奏聞を
議してゐる點は、後年大老として直接責任の地位に立つ
た際の彼の政策態度と對比して、流石に開國の先驅者と
推稱せられるだけはあると思はしめるのである。

次に同じく開國論として筑前藩主黒田美濃守齊溥の建
言も特に積極的のものであつた。

「商賣御許容又は御取上無之段申渡及異議候節打碎之
外更ニ無之、此二箇條後來迄利害得失深く悉愚考候處商
賣御免被仰付可然。」とて米國には和蘭同様長崎に出嶋築
立て商館を設けて之を許し、英佛兩國には許容せざるこ
と、露國には先年レザノフ渡來の場合の義理合もあれば
此方より進んで交易御免あるべしとしてゐる。而して英
佛等通商押願候節は米露兩國をして通商御免之御禮に之
を追拂はしむれば、以異國征異國、皇國之兵不損之上策
ニ候と言つてゐるのは支那流の「以夷征夷」の外交觀念か

ら來てゐるのであらう。更に進んで大艦製造を許し、商
船も西洋風にし、大砲軍艦の職工を諸外國から呼寄せ
て日本人にその技術を習得させ、將來は日本人のみで間に
合ふ様にする、急速に武備を盛ならしむるために
は往古の如く天下一統へ勝手次第仰付くること、然れば
日本之武威世界萬國へ輝き諸國を恐服せしめ得、その上
諸侯財政困難も商賣一統御免によつて救濟出來、日本國
の繁昌無疑と積極的に開國通商の利を説いてゐるのは嘉
永當時に於ては注目し得る所論であつた。(註五)

夙に海外文明に憧憬して其移植に努力すると共に通商
の利多きを充分知悉せるのみならず、現に自ら通商貿易
を密かに行つて巨利を收めてゐる薩摩藩の建白は、當然
開國通商論の尤なるものと思考さるゝのに、通商御許容
相成候而は御威光も薄き形、中直に御斷ニ相成候而は戰
争之端を開候も難計候得ば成丈ケ年を延し候様ニ無據御
譯合被仰聞候而歸帆被仰付其内海岸之御手當十分ニ被仰
付度儀と奉存候。」とて拒絶延期をなし、その間に軍艦を
造り海防を完備して、水戸齊昭卿を海防總裁として斷然

たる御處置あるべし。それまでは天下之大事なればよく彼を知り己を知つて後必勝之策を立てる様能々御評議之上被仰出候様奉存候と慎重論を開陳してゐる。(註七)胸中に鎖國維持の不可能を充分に知悉し乍ら尙この論策あるは何か憚るところあつてか、然らずんば外國勢力の壓迫に屈することの不面目を極度に嫌つて、皇國精神の宣揚といふ點に於て水戸學派の感化を受けてゐた結果と解釋せらるゝのである。之を要するに當時の策論は開國是か鎖國非かといつた學說の問題ではなくて、當面の緊急事としての米使の取扱を如何にするかといふ具體策が何よりも識者の心を悩ましてゐたのであつて、究極に於てはこの非常の秋に當つて國家興廢の如何といふところに焦點をおいた政治論であつた。(註八)

次に斷乎として拒絶すべしといふ主戰論を提唱した諸藩中、その幕府に對する立場又は爾後の其藩の行動上注目せらるべきものに桑名藩主松平定猷、肥前藩主鍋島齊正、越前藩主松永慶永、長州藩主毛利慶親、土州藩主山内豐信、一橋慶喜等がある。

この中譜代諸侯の中堅たる桑名藩が主戰論を唱へたのは一寸興味ある次第であつて、「一旦通商を許し無事平穩之御取扱ニ相成候而ハ人々目前之安を偷み彌遊惰衰弱に流れ……」と水戸の精神に感化されてゐるところが窺はれるのであるが、最後に漂民撫郎之事は禁制を緩めば却つて夷情を探り、船艦火技之術を習取つて我が用となすの一助ともならんかと窮通の途を附言してゐる。

後年攘夷實行の旗頭として滿天下に鳴つた長州藩が、「種々愚考仕見候得共格別存付之品も無之。」と卒直にその無見識振りを言明して、我國力が通商のため衰微するに至るならんと漠然たる論據に立つて主戰論を提唱してゐるのも興味深き事である。

就中松永慶永の主戰論は齊昭の内戰外和の趣旨にその論據を有することは明らかであるが、その論調は實に猛烈たるものであつた。(註一五)

彼理皇書中ニハ使命を遂げんが爲に兵威を挾み、或ハ御國法を無智之政體と稱する之類、實に本邦を蔑視する之甚敷言語同斷之至ニ而不堪憤激、全船粉碎して神國の御武威を萬國ニ不被輝候半而ハ難相成。中太平之餘澤ニ溺れ因循に安んじ、

和戦之兩議定決せず荏苒日を送候内異船再渡に及び、摸稜苟安の策行はれ候時は、彼愈其備なきを熟察し、火丸都下を焚き渡彈將卒を斃すに至り候ハ、土崩瓦解殆不可支屍如山號泣道路ニ滿候儀ハ眼前ニ而、擾亂之極と奉存候。下略

と激語し、更に詳細に主戦の具體的方法をあけて、必戦之用意を全國に命じ、江戸を戦地と定めて大元帥を置き、軍艦製造、海岸へ砲臺築造、諸侯の妻子歸國、上下大儉約勵行、軍制改革、糧食貯藏、蘭意垂問、京都守衛之方策等から諸侯に嫁せる將軍の女を一時甲府城へ移し、御府内出生之者たりとも商賈以外の者は他國より入府せる者同様田舎へ追返して江戸の人口を減じ、伊豆七島の住民は残らず本土に移して無人島としてその井戸を閉し、軍備に要する費用は富商の膏腴を絞りに之に充當すべしといつた様な今日の右翼革命論者でも唱へそくな論策であつた。

その他の諸大名に至つては漫然たる遊戰論か、ぶらかし策或は無定見且無責任な主戰論を唱へて一時の快を遣るといつた程度のものが大多數であつて、中には利害得失之儀私風情ニ而ハ何共不能愚案、只々御差圖次第勵忠

勤候存念之外他事無御座候といつた様な醜態を後世史家の眼前に暴露してゐるものさへある。(註一六)

當時志士横議といふ事も未だ安政末年以後の様な旺んなものはなく、如上の諸大名の外に旗本、處士、町人等の建白書中聽くに足るものを二、三擧げて見れば大體の輿論の趨行を察知することが出来ると思ふ。仙臺藩醫大槻磐溪、小普請組向山源大夫、海防掛代官江川英龍手附高島秋帆、小普請組勝麟太郎海舟の開國論、小普請組井上三郎右衛門、同窪田治郎右衛門の拒絶主戰論等がその尤なるものである。この中大槻磐溪の建白書は齊昭でさへ阿都閣老の諮問を受け乍ら何等決定的意見を述べ得なかつた六月八日に逸早く林大學頭に提出したものであつてこの種建白書中の一番槍とも稱すべきである。流石は蘭學の權威として認めらるゝだけはあると思はしめるのである。即ち異船取扱を專一にして戦争の事は第二段とし國論の紛起を防ぎ、國防を嚴にして下田港か鳥羽港かを開き、江川英龍、土州漂流人中濱萬次郎等を登用すべきを説いてゐる。(註一七)

向山源太夫の建白は幕閣の對外策に最も深い影響を與へたものと考へらるゝのであるが、六月十三日提出のものであるから、老中の眼に觸れたのは恐らく大槻磐溪の建白書よりも早かつたのではあるまいか。以下その内容に就いて概観する。打拂の策を採用するとせば府庫の充實、西洋戰術の攻究、軍艦備附、城制改革、大砲新鑄、諸侯財政難の手當、持久戰の覺悟準備、西洋の新形勢省察等萬全の準備を整へ、兵費を如何に損ずるとも結局に於て勝利の見込あらば征夷可然、反對に通商互市を許すとせば最初の法組大切であつて、右兩策の委細更に尋問あらば建白可致といふのである。(註一八)これが幕閣を動かしたものが「寛猛之取計方考も有之由、相尋候ハ、取調可差出との儀ニ候間、右寛猛兩様之策相認差出候様」とその具體策の提出を命ぜられたので、七月にいたり更に海防取計方之儀十八ヶ條、通商互市取計方之儀十六ヶ條に互つて詳論した建白書を提出してゐる。前十八ヶ條は要するに國內弊政の一新と軍制の徹底的改革の具體案であり後の十六ヶ條は通商互市は祖法に反するといふは誤りで

あつて、寛永度の禁制は邪教の禁であつて、英國等より強要せられざる間に今通商を許容するは、國威を損ぜざる意味からも絶好の機會なりといふ論據から、詳しく貿易手段、邪教之禁、貿易の利益を武備に充當する方法等を述べてゐる。「畢竟交易之利は國土を切從へ産物を廣めるより利大なるもの」とか「從來御武備十分ニ相整候ハ、此方より航海通販も可被遂」といつてゐるのは識見時流に先んじてゐるものと言ふべきである。(註一九)

勝麟太郎の上書は七月に二回提出せられて居り、江戸の防備を第一の急務とし、人材登用、言路開通、軍艦製造、我より進んで渡航貿易之事、旗本の財政救濟、兵制改革、洋書の正確なる翻譯出版、人工硝石、武器の製造等多方面に互つて論じてゐる。(註二〇)慶應年間將に倒壊せんとする三百年の腐廢を一本以て支えんとした大海舟の片鱗が早くもこの時に見られるのである。

井上三郎右衛門、窪田治郎右衛門等の主戰論は何れも通商貿易の弊多きを説き、異船を打拂ふには内政一新、軍制改革を緊急の必要となして、その一手段として高島

秋帆の登用を切望してゐる。(註二)齊昭、慶永等の主戰論すら遂に幕議を動かさし得なかつた際に當つて、これ等徴士の論策がどれだけ考慮を拂はれたかは説くまでもない事であらう。

最後にこれ等建白書中の異彩は町奉行所へ願ひ出た新吉原町遊女渡世業藤吉(四十)の所論である。即ち漁船一千艘仕立て、富津御臺場沖三里外にて何氣なく漁業罷在異國船渡來の節は巧言を以て近寄り、魚類、鶏、薪水、會津塗椀膳、錦繪差遣して懇意に打くつろぎ、追々異國船へ乗移つて酒宴等催し、酒興之上此方之面々口論を仕出し、少々計打合候ハ、必異國人口出し手出し等可致を相圖ニ此方一統合詞を以立合、第一ニ火藥之在所を兼而見定置火付役之者ハ火藥へ火ヲ付候事ヲ第一之手柄と定め、面々鮪庖丁を以片端しより切捨可申、一千艘之七分ハ集り入數四千人餘を以、異國船凡八艘渡來候共一艘五百人之面々相働、其内首尾能火藥へ火移り候ば即時ニ勝利仕尤此方之者共過半燒死ハ兼而御國恩之爲覺悟仕罷在候間必勝之利無疑奉存候」と實に勇ましき限り乍らいさ

さかもつて眉唾物である。しかも大洋中「酒興之上之喧嘩ニテ御政事ニ拘り候儀ニハ無御座」と責任の所在迄豫め考慮してゐるのは殊勝の至りと感服してゐると、そのあとに異國船襲撃之報償として吉原町附近一帶船宿住宅御免被成下と商賣擴張を願ひ出てゐるところは全く噴飯物であつて批評の言葉も出ないのである。(註二二)有名な齊昭の米艦分捕密計や、文久三年鹿兒島に於ける薩英戰爭に際しての木瓜船一件と共に今日より見れば笑話にも類する思付である。(註二三)

之を要するに當時の輿論は、和親交易は祖法に反し弊害も多ければ許容せられ難きも、戦火を開くは國防不備の今日絶對に避くべきであるから、米艦再渡の節は漂民撫卹之件は之を容れて他の要求は何とか巧みに外交交渉によつて適宜の處置あるべしといふにあつた。當時國防の不備もさる事乍ら、幕府も諸侯も内部的に財政困窮のため戦備は最も好まなかつた所であつた。對外強硬論の泰斗たる齊昭すら七月上旬幕議參與當時の激越なる態度は何時しか軟化して來たのであつた。有名なる主戰大號

令も齊昭の最初の主張以來、一時は齊昭の幕議參與辭退申出となつた程の曲折を経て、漸く五ヶ月振りに發布される事になつたのであるが、その文辭たるや全く當初の烈々たる文勢を留めざるまでに改竄添削されたのである。文末に「萬一彼より兵端を相開き候ハゞ一同奮發毫髮も御國體を不汚様上下舉而心力を盡し忠勤可相勵」と辛ふじて大號令たるの精神を見出し得るのみであつた。

(註二四)

猶此處に幕閣の首班たる阿部伊勢守正弘の對外識見に就いては、井伊直弼や水戸齊昭に見られる様な明確なる意見を徵すべき資料を持たないのであるが、その濃厚篤實中正不倚の政治家であつた事は、天保度水越大革新の嵐のあとを承けて物情鎮撫に功尠からざりし點から考へても異論のない所であらう。殊にペリー渡來に際して上下騒然たる間にも、京都奏聞、齊昭起用、國論探聽等相當思ひ切つた態度に出た事は、徒らに左顧右視遂に開國の大方針を斷ずるの機を失した凡庸政治家なりと斷ずる史家のあるは如何かと思はれるのである。然し乍らその何れかといへば優柔不斷であつた點等は、到底非常時に

處すべき大政治家とは稱し難いのであつて、攘夷和親の兩説を巧みに調和して以て非常時外交の難局に當らんとした態度は、結局に於て偷安姑息の政策となつて現はれ強硬論者の憤激を買つたのである。當時の市井人士の酷評をあげてみると、

阿部川は名物程の風味なし

蒸氣船(正喜撰)には下びた御茶菓子

いにしへの蒙古の時とあべこべで

波かぜたてぬ伊勢の神がぜ

いにしへは伊勢を恐るゝ唐人も

今は阿部こべ伊勢がおそろゝ、

(註二五)

といふ様な狂歌が残つてゐる。

而してこれは全くの結果論となつて正弘その人には甚だ氣の毒であるが、彼が朝廷奏聞、國論探聽等幕初以來の專斷政治の慣習を放棄して群議政治の一形態とも見らるべき形式を採つた事は、今後漸くにして雄藩の幕政容喙、京都手入、志士浪人の横議等の新情勢を展開せしめて、遂に三百年の覇府崩壞に導いたのである。舊幕吏福地源一郎が之を評して、

嘉永六年の米使渡來に際して、幕府若し是を朝廷に奏せず、

諸侯に問はず、水戸殿にも相談せず、全く御老中御用部屋の評議を以て處分を定め、斷然通信通商を許可すべしと約して、開港條約までも取極たらんには、朝廷と雖ども諸大名と雖ども是即ち幕府大權内と思惟して、毫も之に向て異議を鳴らさざりしならん。然るに事此に出でずして、幕府が家康公が制定し置かれたる將軍專裁の政體を固守せずして、是を朝廷に奏し、之を諸侯に謀ると云へる新政體に変更したるが幕府衰亡の一大原因なり。(註二六)

と痛惜してゐるのは、彼の生涯の政治的立場から見ればまことに無理からぬ考察とも言はれるであらうが、實際問題としては幕閣の專斷的處置を許さざる程の重大事件であつて、對外問題紛糾に端を發した時運の急速なる推移を見ざる所の誤れる史論といふべきであらう。

米艦渡來以後一般國民の對外關心は頗みに旺盛となり西洋諸國の地誌、戰記、砲術書等の翻譯が大いに流行するに至つた。「增訂武江年表」に載する所のものについて見ても、「夷匪犯境見聞錄」「鴉片始末」「清英戰記」「海外異傳」「三兵合法」「兵學小識」「漂客奇談」「地球方圖」その他七十餘部に及んでゐる。この傾向は時代の進むにつれていよゝ強くなつて來たのである。(註二七)

ペリー渡來前後に於ける對外國民思想の考察(上)

後一般國民の間に海外知識を急速に普及せしむると共に、對外策論も各階級の人士の内から出現するにいたるのである。

(註一) 井野邊茂雄、ペリー渡來の際に於ける國論の歸趨

(史林第十三卷第三號)。田保橋潔、近代日本外國關係史五六九―五八九頁。

(註二) 昨夢紀事、第一卷(八尾刊本上卷五五頁)。福地源一郎、幕府衰亡論三五頁。

(註三) 鈴木大雜集第五、二八五―二八八頁。幕末外國關係文書之一、四三四―四三八頁。

(註四) 幕末外國關係文書之二、二五五―二五九頁。鈴木大雜集第五、一七二―一七七頁。海舟全集第二卷二六四―二六五頁(開國起源)。

(註五) 鈴木大雜集第五、一五四―一五六頁。幕末外國關係文書之一、五六六―五七八頁。

(註六) 土屋喬雄、封建社會崩壞過程の研究五二五―五二九頁。懷舊紀事(尙部伊勢守事蹟)一二七―一二九頁。

(註七) 鈴木大雜集、第五、一四一―一四三頁。幕末外國關係文書之一、六三六―六三八頁。嘉永明治年間錄卷二。開國起源、海舟全集第二卷二五八―二五九頁。

(註八) 井野邊茂雄、前掲論文(史林第十三卷三五二―三五三頁)。

(註九) 鈴木大雜集第五、二一六―二二二頁。嘉永明治年間

錄、卷二、幕末外國關係文書之一、五二九―五三三頁。

(註一〇) 鈴木大雜集第五、一六七―一六九頁。幕末外國關

係文書之二、一〇四―一〇六頁。開國起源、海舟全集第二卷二六三―二六四頁。

(註一一) 昨夢紀事第一卷(八尾刊本上卷三九―五四頁)、幕

末外國關係文書之二、五二―七一頁。鈴木大雜集、第五、一四七―一四九頁(部分)。開國起源、海舟全集第二卷二六一―二六二頁(部分)。

(註一二) 鈴木大雜集第五、一七七―一七九頁。幕末外國關

係文書之二、二六〇―二六二頁。開國起源、海舟全集第二卷二六一頁。

(註一三) 鈴木大雜集第五、一八八―一九〇頁。幕末外國關

係文書之二、三一―三二頁。

(註一四) 幕末外國關係文書之三、五八九―五九〇頁。嘉永

明治年間錄、卷二。

(註一五) 昨夢紀事第一卷(八尾刊本上卷五五―五九頁)。

(註一六) 幕末外國關係文書之三、五九三頁。鈴木大雜集第

五、二三七頁。近代日本外國關係史、五八六頁。

(註一七) 幕末外國關係文書之一、二二七―二三七頁。鈴木

大雜集、第五、四五二―四五六頁。

(註一八) 幕末外國關係文書之一、三八―三九〇頁。

(註一九) 幕末外國關係文書之一、六八六―七二四頁。

(註二〇) 幕末外國關係文書之一、七二四―七三七頁。

(註二一) 幕末外國關係文書之一、七三八―七五八頁。幕末

外國關係文書之二、三八二―三八九頁。鈴木大雜集第五、三五二―三七一頁。

(註二二) 幕末外國關係文書之二、一一五―一二九頁。嘉永

明治年間錄卷二。

(註二三) 昨夢紀事第一卷(八尾刊本上卷一七頁)。尾野實信

編、元帥公爵大山巖一二二―一二五頁。

(註二四) 幕末外國關係文書之三、二一八―二二二頁。

水戸藩史料 上編乾七―一九五頁、齊昭が最初に提出せる文案の原文は存せざるも、その内容は恐らく激越なる文辭を連ねたるものならんと想像せらるゝのである。

(註二五) 櫻本章、側面觀幕末史、五六―五七頁。

(註二六) 福地源一郎、幕府衰亡論、二七頁。

(註二七) 図書刊行會、增訂武江年表、二六五―二六六頁。

(未完)